

南長野運動公園総合運動場の指定管理者による管理に関する仕様書

この仕様書は、長野市から指定管理者が南長野運動公園総合運動場(以下「南長野運動公園」という。)を管理運営するにあたっての業務内容及び条件等について定めるものである。

(運営方針)

第1条 南長野運動公園は、国際大会、全国大会規模の大会を開催できる施設であるとともに、市民スポーツの中核的拠点としての役割を果たすものである。常に、その機能を十分に発揮するよう努めるものとする。

(注意義務)

第2条 指定管理者が管理する長野市営運動場条例(平成17年長野市条例第84号)、長野市都市公園条例(昭和41年10月16日長野市条例第90号)(以下「条例」という。)及びその他関係法令を遵守するほか、長野市が別に定める南長野運動公園の管理運営要領、指示事項(以下「運営要領」という。)及びこの仕様書に基づき善良なる管理者の注意を持って南長野運動公園の管理運営に当たるものとする。

- 2 長野市は、指定管理者に対し南長野運動公園内において売店等を設置し、営業する権限を付与するものとし、指定管理者は南長野運動公園利用者へのサービス向上に努めるものとする。
- 3 指定管理者は、都市公園内において市民サービスを向上させる自主事業を行うことができる。ただし、長野市が長野市都市公園条例(昭和41年長野市条例第90号)に基づき契約を締結しているものについては長野市が引き続き許可及び利用料金の徴収を行うものとする。

(許認可手続き)

第3条 施設設置に関する必要な諸手続きは、長野市及び指定管理者が協力して行うものとする。

- 2 施設利用に関する必要な諸手続きは指定管理者において行うものとする。

(報告)

第4条 毎月の施設の収入及び利用状況を、翌月の10日までに長野市に報告するものとする。

(維持管理)

第5条 南長野運動公園並びにこれに付帯する設備の維持管理については、管理状態を良好にし、補修及び改修の必要があるときは、指定管理者からの現況報告を基に原則として長野市が次年度予算要求時に計上するものとする。なお、緊急を要するものについてはこの限りではない。

(安全対策)

第6条 指定管理者は各施設において経常的に巡回監視を行い、利用者の安全確保に努めることとする。なお、南長野運動公園全体の巡回監視も経常的に行うものとする。

- 2 屋内プールの安全管理については要領のとおりとする。

3 常に万全を期し、万一非常事態(地震・火災)が発生したときは、第一に入場者の安全を確保するとともに早急な事態の収拾を図るものとし、以下の業務及びその他必要な措置を行うものとする。

- ・緊急時連絡体制の作成
- ・救助訓練の実施
- ・放送設備、無線機、電話、作動確認
- ・消火器点検
- ・非常口の確認

4 電気及び設備の保守及び定期点検等(法定点検を含む)の安全点検は、専門的知識を有する者あるいは関係法令に定める者により定期的に行うものとし、利用者の安全を期するものとする。

- ・プール水質検査
- ・プール二酸化炭素検査
- ・プールボイラー排ガス測定検査
- ・簡易水道水検査
- ・害虫駆除
- ・芝刈刃研磨
- ・南長野運動公園消防設備保守点検
- ・南長野運動公園建築基準法第12条による点検
- ・噴水設備保守管理業務
- ・公園内放送設備保守点検
- ・自動扉設備保守点検
- ・野球場シャッター設備保守点検
- ・野球場館内放送設備保守点検
- ・野球場直流電源装置保守点検
- ・野球場電話設備保守点検
- ・野球場非常用発電設備保守点検
- ・野球場スコアボード設備保守点検
- ・野球場音響設備保守点検
- ・野球場空調衛生設備保守点検
- ・野球場中央監視設備保守点検
- ・体育館プール棟構内電話設備保守点検
- ・体育館プール棟非常用発電設備保守点検
- ・体育館プール棟放送設備保守点検
- ・体育館プール棟空調衛生設備保守点検
- ・総合球技場シャッター設備保守点検
- ・総合球技館内放送設備保守点検
- ・総合球技直流電源装置保守点検
- ・総合球技場太陽光発電設備保守点検
- ・総合球技場電話設備保守点検

- ・総合球技場非常用発電設備保守点検
- ・総合球技場大型映像装置設備保守点検
- ・総合球技場音響設備保守点検
- ・総合球技場空調衛生設備保守点検
- ・総合球技場中央監視設備保守点検
- ・自家用電気工作物精密点検
- ・公園内遊具点検業務

また、別紙に記載する南長野運動公園保守点検及び改修年次計画に基づき保守点検及び改修を推進するものとする。

(入場の制限)

第7条 条例第6条3に該当する場合及び管理要領並びにこの仕様書に定められた制限事項に違反する者に対するは南長野運動公園各施設の利用を拒み、また退場を命ずるものとする。

(利用許可の取消し)

第8条 条例第7条に該当する場合及び管理要領に定められた事項に該当する場合は利用の許可を取消し、利用の停止を命じ、又は許可の条件を変更することはできるものとする。

(利用状況の管理及び報告)

第9条 徴収した利用券は日毎にまとめ、年度毎に分けて保管することとする。

2 利用状況を下記のとおり提出することとする。

- (1) 月別利用状況
- (2) 年間利用状況

(業務の再委託)

第10条 次に掲げる業務は、第三者に委託できるものとする。

- (1) プール水質検査
- (2) プール二酸化炭素検査
- (3) プールボイラーパラガス測定検査
- (4) 簡易水道水検査
- (5) 害虫駆除
- (6) 運転監視業務
- (7) モップクリーニング
- (8) 芝刈刃研磨
- (9) 運転監視緊急処置業務
- (10) 公園内清掃業務
- (11) 施設清掃業務
- (12) トイレ清掃業務

- (13) 公園池流れ清掃業務
- (14) 野球場スコアボード等操作業務
- (15) 南運動公園消防設備保守点検
- (16) 音響等操作業務
- (17) 噴水設備保守管理業務委託
- (18) 公園内放送設備保守点検
- (19) 自動扉設備点検業務
- (20) 野球場シャッター設備保守点検
- (21) 野球場館内放送設備保守点検
- (22) 野球場電話設備保守点検
- (23) 野球場非常用発電設備保守点検
- (24) 野球場スコアボード設備保守点検業務
- (25) 野球場音響設備保守点検業務
- (26) 野球場空調衛生設備保守点検
- (27) 野球場中央監視設備保守点検
- (28) 体育館プール棟構内電話設備保守点検
- (29) 体育館プール棟非常用発電設備保守点検
- (30) 体育館プール棟放送設備保守点検
- (31) 体育館プール棟空調衛生設備保守点検
- (32) 総合球技場シャッター設備保守点検
- (33) 総合球技場館内放送設備保守点検
- (34) 総合球技直流電源装置保守点検
- (35) 総合球技場太陽光発電設備保守点検
- (36) 総合球技場電話設備保守点検
- (37) 総合球技場非常用発電設備保守点検
- (38) 総合球技場大型映像装置設備保守点検業務
- (39) 総合球技場音響設備保守点検業務
- (40) 総合球技場空調衛生設備保守点検
- (41) 総合球技場中央監視設備保守点検
- (42) 自家用電気工作物精密点検業務
- (43) 職員健康診断
- (44) 給与計算業務
- (45) 自動販売機設置
- (46) 体育施設芝生管理育成業務
- (47) 公園内遊具点検業務
- (48) その他、南長野運動公園の維持管理のため長野市が必要と認めたもの

(再委託の禁止)

第 11 条 次に掲げる業務は、第三者に委託することを禁止する。

- (1) 利用料金徴収業務

(資格等の受講及び視察)

第 12 条 南長野運動公園の安全運営に必要な資格等を受講できるものとする。

- (1) プール衛生管理者
- (2) 危険物取扱者
- (3) 防火管理者
- (4) 2級ボイラー技士
- (5) その他、業務に必要な資格で、長野市が必要と認めたもの

2 先進地等を視察し、施設運営の技術的または経済的に優れた代替方法、その他改良事項等の発見に努め、常に南長野運動公園の運営に万全を期するものとする。

(消耗品の購入及び管理)

第 13 条 消耗品等(1件3万円未満の物品等)の購入は、指定管理者が購入することとする。ただし、購入数量は必要最小限とし、経費節減に努めることとする。

2 指定管理者は、購入した消耗品を善良な管理を持って使用するものとする。

(備品の購入及び管理)

第 14 条 業務遂行上必要となる備品類及び作業用機械類(1件3万円以上の物品等)の購入は、指定管理者からの現況報告を基に、補充の必要がある場合に、原則として、長野市が次年度予算要求時に予算計上し、購入することとする。ただし、緊急を要するものについてはこの限りではない。

2 これらの備品類及び作業用機械類に係る小規模(70万円未満)の修繕等については、指定管理者の判断により、予算の範囲内で必要に応じて専門業者に依頼し、指定管理者が早急に対処するものとする。ただし、予算を超える場合又は大規模な修繕を要する場合にあっては、長野市及び指定管理者が協議し、対処するものとする。

3 指定管理者の所有する備品を南長野運動公園へ持ち込む場合は、長野市及び指定管理者双方が所有していない場合にあっては、指定管理者は予算の範囲内で専門業者から借用し使用することができる。予算を超える場合にあっては、長野市及び指定管理者が協議し対処するものとする。

(燃料の購入及び管理)

第 15 条 燃料の購入は、指定管理者が購入するものとする。

2 指定管理者は、購入した燃料を善良な管理を持って使用するものとする。

3 燃料の取扱いに際し、取扱者が必要なものは、指定管理者がその資格等を取得するものとする。なお、取得にかかる費用は指定管理者が負担するものとする。

(食糧費)

第 16 条 指定管理者は、必要最小限の食糧費を持つことができるものとする。

(パンフレット及び回数券等の印刷)

第 17 条 指定管理者は必要に応じてパンフレット及び回数券等を作成及び印刷するものとする。

- 2 新規パンフレット作成にあたっては、長野市の承認を得た上で指定管理者が作成するものとする。
- 3 パンフレット等を善良な管理を持って使用するものとする。

(光熱水費)

第 18 条 指定管理者は、次に定める使用料を常に把握し、善良な管理を持って使用するものとする。

- ・電気使用量
- ・水道使用量
- ・都市ガス使用量

- 2 光熱水費の使用量は、指定管理者が支払うものとする。
- 3 漏電、漏水、ガス漏れ等の早期発見に努め、万一発見したときには長野市と協議の上対処するものとする。

(施設の維持修繕等)

第 19 条 設備等に修繕を要すると判断したとき又は保守点検等で専門業者から指摘を受けた場合は、早急に長野市に報告し、指定管理者自身によって修繕若しくは予算内で必要に応じ専門業者に依頼し、早急に対処するものとする。また、予算範囲を超えるときは、または大規模な修繕等を要するときには、双方協議し対処するものとする。

(医薬品等の所持)

第 20 条 指定管理者は、利用者のケガ等に対処するため、救急医薬品を所持し、善良な管理を持って使用するものとする。

- 2 ケガ人等処置台帳を作成し、対処した場合にあっては、台帳に氏名、住所、年齢、賞状、ケガをした場所等を記入し、保管するものとする。

(通信運搬費)

第 21 条 事務連絡用及び緊急連絡用として、次に定める者を所有できるものとする。

- ・FAX 兼電話機
- ・電話機
- ・公衆電話
- ・切手
- ・その他必要と認めるもの

(広告料)

第 22 条 指定管理者は必要に応じ新聞等に広告できるものとする。但しそれらに係る費用は、指定管理者の負担とする。

(手数料)

第 23 条 次に定める事項を専門業者に委託できるものとする。

・簡易水道検査

2 新規に発生したものは、その都度追加できるものとする。

(使用料及び賃借料の支払い)

第 24 条 指定管理者は、使用機器に係る使用料等を支払うものとする。

・下水道使用料

・コピー機使用料

・CD-BGMリース料

・テレビ受信料

・自動車リース料

・券売機賃借料

・ロッカーリース料

・テニスコート整備用機材リース料

・パソコンリース料

・コインロッカーリース料

・スポーツトラクターリース料

・その他指定管理者が必要に応じて使用するものの使用料

2 新規に発生したものは、その都度追加できるものとする。

(損害保険料)

第 25 条 指定管理者は万一の場合に備え、必要に応じ保険を掛けその損害等に対応するものとする。

・自動車任意保険

・入場者保険

・その他、長野市が特に必要と認めたもの

2 長野市は、指定管理者の責めに帰することができない損害等が発生した場合は、長野市の保険等で対応するものとする。

(原材料)

第 26 条 指定管理者は、南長野運動公園内の駐車場等を現状維持するため、原材料を購入し補充することができる。

(負担金補助及び交付金の支払い)

第 27 条 管理運営に必要な負担金等は、指定管理者が支払うものとする。

(監視業務)

第 28 条 指定管理者は第6条に定める安全対策を講じるとともに、次に掲げる条項により監視業務にあたるものとする。

- ・監視業務について
- ・監視配置図
- ・水質管理について

(その他)

第 29 条 この仕様書に定めのない事項で、業務遂行上必要となる事項については、長野市及び指定管理者が協議して定めるものとする。